

熊本県後期高齢者医療広域連合一般職の職員の給与に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、一般職に属する本広域連合職員（法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。以下「職員」という。）の給与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(給料)

第2条 給料は、熊本県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「勤務時間条例」という。）第7条に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。

(給料表及び職務の級)

第3条 給料表は、別表第1のとおりとする。

- 2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、等級別基準職務表（別表第2）によるものとする。
- 3 職員の職務の級は、前項の規定に従い、任命権者が決定する。
- 4 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、規則で定める初任給の基準に従い決定する。
- 5 法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第3項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第4条 削除

(昇格及び昇給等の基準)

- 第5条 職員を昇格（職員の職務の級をその上位の級に変更することをいう。以下同じ。）させるには、昇格させようとする職務の級に適すると認められる場合に限るものとする。
- 2 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合における号給は、規則の定めるところにより、任命権者が決定する。
 - 3 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの

間に当該職員が法29条の規定による懲戒処分を受けたことがあるときは、この事由も併せて考慮するものとする。

- 4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級である職員にあっては、3号給）とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。
- 5 55歳に達した職員に関する当該年齢に達した日後における最初の4月1日以後の第3項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好又は極めて良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。
- 6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 7 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 8 第3項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、規則で定める。

（給料の支給）

第6条 給料の計算期間は、月の1日から末日までとする。

2 給料の支給日は、規則で定める。

第7条 給与は、職員の申し出により、口座振込の方法により支払うことができる。

第8条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。ただし、退職した職員が即日職員となったときは、その日の翌日から給料を支給する。

2 職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。

3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その期間の現日数から勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（管理職手当）

第9条 管理職手当は、規則で定める管理又は監督の地位にある職員に支給する。

2 前項の管理職手当の額は、その者の給料月額額の100分の25の範囲内で規則で定める。

（扶養手当）

第10条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族は、次に掲げる者で、他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

- (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (4) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (6) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第11条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間

にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(住居手当)

第12条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（熊本県後期高齢者医療広域連合の職員住宅を貸与され、使用料を支払っている職員その他規則で定める職員を除く。）
 - (2) 第14条第1項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの
- 2 住宅手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額）とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
 - ア 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額
 - イ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額
 - (2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
- (通勤手当)

第13条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この項から第3項までにおいて「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用

せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この号及び次項において「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号及び第3号において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が、55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
 - (2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、別表第3に定める額（第14条の2第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員に限る。）にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）
 - (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額
- 3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号及び次項において「特別急行列車等」という。）でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 特別急行列車等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号において「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た

額（当該職員が2以上の特別急行列車等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、当該職員の特別急行列車等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

- 4 通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあつては、規則で定める期間）に係る最初の月の規則で定める日に支給する。
- 5 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して規則で定める額を返納させるものとする。
- 6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。

(単身赴任手当)

第14条 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円（規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が規則で定める距離以上である職員にあつては、その額に70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて規則で定める額を加算した額）とする。

(在宅勤務等手当)

第14条の2 住居その他これに準ずるものとして規則で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、規則で定める期間以上の期間について1か月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

- 2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。
- 3 前2項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(給与の減額)

第15条 職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日（勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わ

る代休日。以下「祝日法による休日等」という。)又は勤務時間条例第9条に規定する年末年始の休日(勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。)である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき任命権者の承認があった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

(時間外勤務手当)

第16条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じて、それぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。)

における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

3 第1項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項又は第4条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(規則で定める時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務(勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。)の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(休日勤務手当)

第17条 祝日法による休日等(勤務時間条例第3条第1項又は第4条の規定に基づき

毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあつては、勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日が勤務時間条例第4条及び第5条の規定に基づく週休日に当たるときは、規則で定める日)及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。これらの日に準ずるものとして規則で定める日において勤務した職員についても、同様とする。

(端数計算)

第18条 第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額及び前2条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当又は休日勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第19条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間に18を乗じたものを減じたもので除して得た額とする。

(管理職員特別勤務手当)

第20条 第9条第1項の規定に基づく規則で定める管理又は監督の地位にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、第9条第1項の規定に基づく規則で定める管理又は監督の地位にある職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合(次項第2号において「週休日等以外勤務の場合」という。)は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項に規定する勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額)

(2) 週休日等以外勤務の場合 前項に規定する勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において規則で定める額

4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(時間外勤務手当等に関する規定の適用除外)

第21条 第16条及び第17条の規定は、第9条第1項の規定に基づく規則で定める

管理又は監督の地位にある職員には適用しない。

2 第3条第4項、第5条及び第10条から第12条までの規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

(期末手当)

第22条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第24条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第24条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第27条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額とする。

5 別表第1の行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額に職員の職務と責任に応じた職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。

第23条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員
- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者

(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第 24 条 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を受けた者は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第14条又は第45条に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

4 前項の規定は、任命権者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

5 任命権者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

(勤勉手当)

第 25 条 勤勉手当は、6 月 1 日及び 1 2 月 1 日（以下この項から第 3 項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額、100分の105を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額、100分の50を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額とする。

4 第 2 2 条第 5 項の規定は、第 2 項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第 5 項中「前項」とあるのは「第 2 5 条第 3 項」と読み替えるものとする。

5 前 2 条の規定は、第 1 項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第 2 3 条中「前条第 1 項」とあるのは「第 2 5 条第 1 項」と、同条第 1 号中「基準日から」とあるのは「基準日（第 2 5 条第 1 項に規定する基準日をいう。以下この条並びに次条第 3 項第 3 号において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（第 2 5 条第 1 項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条第 1 項において同じ。）」と読み替えるものとする。

第 26 条 削除

（休職者の給与）

第 27 条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和 4 2 年法律第 1 2 1 号）第 2 条に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第 2 8 条第 2 項第 1 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中これに給与の全額を支給する。

2 職員が結核性疾患にかかり、法第 2 8 条第 2 項第 1 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満 2 年に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 80 を支給することができる。

3 職員が前 2 項以外の心身の故障により法第 2 8 条第 2 項第 1 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満 1 年に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 80 を支給することができる。

4 職員が法第 2 8 条第 2 項第 2 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当及び住居手当のそれぞれ 100 分の 60 以内を

支給することができる。

- 5 法第28条第2項の規定により休職にされた職員には、他の条例に別段の定めがない限り、前4項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。
- 6 第2項又は第3項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第22条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により規則で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。
- 7 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第23条及び第24条の規定を準用する。この場合において、第23条中「前条第1項」とあるのは、「第27条第6項」と読み替えるものとする。

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 平成19年2月1日から同年3月31日までの間においては、第10条第3項中「については1人につき」とあるのは「のうち2人までについてはそれぞれ」と、「とする。」とあるのは「、その他の扶養親族について1人につき5,000円とする。」と読み替えるものとする。
- 3 平成25年8月1日から平成26年3月31日までの期間における管理職手当の額は、第9条の規定にかかわらず、当該規定により算出した額から、当該額に100分の10を乗じて得た額を減じて得た額とする。

附 則（平成20年2月1日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第25条の改正規定は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年2月23日条例第4号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年2月21日条例第4号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日条例第2号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年2月16日条例第3号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年7月31日条例第3号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、改正後の附則第3項の規定は、平成25年8月1日から適用する。
- 2 この条例による改正後の第19条の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成27年2月19日条例第4号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、改正後の第14条、第20条、第

21条、第25条の規定は、平成27年4月1日から施行する。

- 2 この条例による改正後の第13条、別表第1及び別表第3の規定は、平成26年4月1日（次項において「適用日」という。）から適用する。

（手当の内払）

- 3 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の熊本県後期高齢者医療広域連合一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された通勤手当は、改正後の条例の規定による通勤手当の内払とみなす。

（平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間における単身赴任手当の特例）

- 4 附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日から平成30年3月31日までの間における改正後の熊本県後期高齢者医療広域連合一般職の職員の給与に関する条例第14条の規定の適用については、この規程中「70,000円」とあるのは「45,000円以上70,000円以下の範囲内で規則で定める額」とする。

附 則（平成28年3月30日条例第10号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月30日条例第2号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（平成30年3月31日までの間における扶養手当に関する特例）

- 2 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における改正後の熊本県後期高齢者医療広域連合一般職の職員の給与に関する条例（第10条第3項及び第11条の規定の適用については、同項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者が不在の場合にあっては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円）」と、同条第1項中「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。）」と、同項中「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）」とあるのは

「

- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第

2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

- (3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に規定する場合を除く。）
- (4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

」

と、同条第3項中「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

附 則（平成30年3月29日条例第4号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、改正後の第25条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第1の規定は、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成31年2月18日条例第1号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の熊本県後期高齢者医療広域連合一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の一般職給与条例」という。）別表第1の規定は、平成30年4月1日から適用する。
- 3 改正後の一般職給与条例第25条の規定は、平成30年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 4 改正後の一般職給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の熊本県後期高齢者医療広域連合一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の一般職給与条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（令和元年11月18日条例第2号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第6条（熊本県後期高齢者医療広域連合一般職の職員の給与に関する条例第22条、第23条、第25条及び第27条の改正規定に限る。）の規定は、令和元年12月14日から施行する。

附 則（令和2年2月12日条例第1号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の熊本県後期高齢者医療広域連合一般職の職員の給与に関する条例（以下「第1条改正後の一般職給与条例」という。）別表第1の規定は、平成31年4月1日から適用する。
- 3 第1条改正後の一般職給与条例第25条の規定は、令和元年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 4 第1条改正後の一般職給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の熊本県後期高齢者医療広域連合一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条改正後の一般職給与条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（令和2年11月30日条例第5号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、令和2年度12月期支給の期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額とする。

附 則（令和3年11月17日条例第2号）

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、令和3年度12月期支給の期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の112.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の第22条第2項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

附 則（令和4年11月29日条例第4号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（熊本県後期高齢者医療広域連合一般職の職員の給与に関する条例（以下この項において「給与条例」という。）第25条第2項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定は、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和5年2月6日条例第1号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年11月29日条例第6号）

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（熊本県後期高齢者医療広域連合一般職の職員の給与に関する条例（以下この項及び附則第2条において「給与条例」という。）第22条第2項及び第3項並びに第25条第2項の改正規定を除く。附則第2条において同じ。）による改正後の給与条例（附則第2条において「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（令和7年2月12日条例第1号）

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

(1) 第1条中熊本県後期高齢者医療広域連合一般職の職員の給与に関する条例

(以下この号及び同項第2号並びに附則第2条において「給与条例」という。)第22条第2項及び第3項並びに第25条第2項の改正規定 令和6年12月1日

(2) 第1条中給与条例別表の改正規定 令和6年4月1日

(給与の内払)

第2条 改正後の給与条例（第22条第2項及び第3項並びに第25条第2項の改正規定を除く。）の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

| 職員の 区分 | 職務の 級 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 7級 |
|--|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 号給 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 |
| 定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員 | | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| | 1 | 183,500 | 230,000 | 261,300 | 287,300 | 309,800 | 335,000 | 373,400 |
| | 2 | 184,600 | 231,500 | 262,300 | 288,900 | 311,500 | 336,900 | 376,000 |
| | 3 | 185,800 | 233,000 | 263,300 | 290,400 | 313,200 | 338,700 | 378,300 |
| | 4 | 186,900 | 234,500 | 264,300 | 291,900 | 314,700 | 340,500 | 380,500 |
| | 5 | 188,000 | 236,000 | 265,300 | 293,400 | 316,100 | 342,200 | 382,400 |
| | 6 | 189,700 | 237,500 | 266,300 | 294,900 | 317,400 | 343,900 | 384,700 |
| | 7 | 191,300 | 239,000 | 267,300 | 296,300 | 318,700 | 345,500 | 386,800 |
| | 8 | 192,900 | 240,500 | 268,300 | 297,600 | 320,000 | 347,200 | 388,800 |
| | 9 | 194,500 | 242,000 | 269,300 | 298,800 | 321,300 | 348,800 | 390,800 |
| | 10 | 196,200 | 243,400 | 270,300 | 300,300 | 323,100 | 350,500 | 393,100 |
| | 11 | 197,800 | 244,800 | 271,300 | 301,800 | 324,900 | 352,100 | 395,300 |
| | 12 | 199,400 | 246,200 | 272,300 | 303,200 | 326,600 | 353,700 | 397,500 |
| | 13 | 201,000 | 247,400 | 273,300 | 304,600 | 328,300 | 355,200 | 399,700 |
| | 14 | 202,700 | 248,600 | 274,300 | 305,700 | 330,000 | 356,900 | 402,000 |
| | 15 | 204,400 | 249,800 | 275,300 | 306,700 | 331,700 | 358,500 | 404,200 |
| | 16 | 206,100 | 251,000 | 276,400 | 307,900 | 333,400 | 360,100 | 406,500 |
| | 17 | 207,400 | 252,100 | 277,400 | 309,100 | 335,000 | 361,700 | 408,300 |
| | 18 | 209,000 | 253,200 | 278,700 | 310,700 | 336,700 | 363,500 | 410,200 |
| | 19 | 210,600 | 254,300 | 280,000 | 312,300 | 338,400 | 365,000 | 412,100 |
| | 20 | 212,100 | 255,400 | 281,200 | 313,900 | 340,000 | 366,600 | 413,900 |
| | 21 | 213,600 | 256,400 | 282,500 | 315,400 | 341,500 | 368,000 | 415,700 |
| | 22 | 215,200 | 257,400 | 283,800 | 317,000 | 343,100 | 369,600 | 417,500 |
| | 23 | 216,800 | 258,400 | 285,000 | 318,600 | 344,700 | 371,200 | 419,300 |
| | 24 | 218,400 | 259,400 | 286,200 | 320,200 | 346,200 | 372,700 | 421,100 |
| | 25 | 220,000 | 260,400 | 287,300 | 321,700 | 347,600 | 374,600 | 422,700 |
| | 26 | 221,700 | 261,300 | 288,500 | 323,400 | 349,300 | 376,500 | 424,200 |
| | 27 | 223,000 | 262,200 | 289,800 | 325,000 | 350,900 | 378,400 | 425,700 |
| | 28 | 224,300 | 263,100 | 291,100 | 326,600 | 352,500 | 380,200 | 427,200 |
| | 29 | 225,600 | 263,900 | 292,400 | 328,000 | 353,700 | 381,700 | 428,700 |
| | 30 | 226,700 | 264,700 | 293,400 | 329,700 | 355,200 | 383,500 | 430,000 |
| | 31 | 227,800 | 265,500 | 294,400 | 331,400 | 356,700 | 385,200 | 431,300 |
| 32 | 228,900 | 266,300 | 295,500 | 333,000 | 358,200 | 386,800 | 432,500 | |

| | | | | | | | |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 3 3 | 230,000 | 267,000 | 296,600 | 334,200 | 359,900 | 388,500 | 433,700 |
| 3 4 | 231,100 | 267,800 | 297,800 | 336,100 | 361,700 | 389,900 | 435,000 |
| 3 5 | 232,200 | 268,600 | 298,900 | 337,800 | 363,400 | 391,300 | 436,300 |
| 3 6 | 233,300 | 269,300 | 300,100 | 339,400 | 365,100 | 392,700 | 437,500 |
| 3 7 | 234,400 | 270,000 | 301,300 | 340,900 | 366,500 | 394,100 | 438,700 |
| 3 8 | 235,400 | 270,800 | 302,600 | 342,500 | 367,800 | 395,300 | 439,500 |
| 3 9 | 236,400 | 271,600 | 303,900 | 344,100 | 369,000 | 396,500 | 440,300 |
| 4 0 | 237,300 | 272,300 | 305,200 | 345,700 | 370,400 | 397,500 | 441,100 |
| 4 1 | 238,200 | 273,000 | 306,500 | 347,400 | 371,500 | 398,600 | 441,700 |
| 4 2 | 239,100 | 273,800 | 307,800 | 349,200 | 372,400 | 399,800 | 442,300 |
| 4 3 | 239,900 | 274,600 | 309,100 | 351,000 | 373,400 | 400,900 | 442,900 |
| 4 4 | 240,700 | 275,300 | 310,400 | 352,800 | 374,500 | 402,000 | 443,500 |
| 4 5 | 241,400 | 276,000 | 311,700 | 354,300 | 375,300 | 402,700 | 444,200 |
| 4 6 | 242,000 | 276,700 | 313,000 | 355,700 | 376,200 | 403,400 | 445,000 |
| 4 7 | 242,600 | 277,400 | 314,300 | 357,100 | 377,100 | 404,100 | 445,400 |
| 4 8 | 243,200 | 278,100 | 315,400 | 358,500 | 377,900 | 404,800 | 446,100 |
| 4 9 | 243,800 | 278,800 | 316,300 | 360,000 | 378,700 | 405,400 | 446,600 |
| 5 0 | 244,400 | 279,500 | 317,600 | 360,800 | 379,500 | 406,000 | 447,000 |
| 5 1 | 245,000 | 280,200 | 318,900 | 361,800 | 380,300 | 406,500 | 447,400 |
| 5 2 | 245,500 | 280,900 | 320,200 | 362,800 | 381,000 | 406,900 | 447,800 |
| 5 3 | 246,000 | 281,500 | 321,400 | 363,700 | 381,700 | 407,300 | 448,200 |
| 5 4 | 246,400 | 282,200 | 322,700 | 364,800 | 382,400 | 407,500 | 448,600 |
| 5 5 | 246,700 | 282,800 | 323,900 | 365,700 | 383,100 | 407,800 | 449,000 |
| 5 6 | 247,000 | 283,500 | 325,100 | 366,700 | 383,800 | 408,100 | 449,300 |
| 5 7 | 247,300 | 284,100 | 326,400 | 367,600 | 384,300 | 408,400 | 449,600 |
| 5 8 | 247,600 | 284,800 | 327,500 | 368,300 | 384,900 | 408,700 | 450,000 |
| 5 9 | 247,900 | 285,400 | 328,600 | 369,000 | 385,500 | 409,000 | 450,300 |
| 6 0 | 248,200 | 286,100 | 329,700 | 369,600 | 386,200 | 409,300 | 450,600 |
| 6 1 | 248,500 | 286,700 | 330,400 | 370,000 | 386,600 | 409,500 | 450,900 |
| 6 2 | 248,800 | 287,400 | 331,300 | 370,600 | 387,200 | 409,800 | |
| 6 3 | 249,100 | 288,000 | 332,000 | 371,300 | 387,800 | 410,100 | |
| 6 4 | 249,400 | 288,500 | 332,800 | 372,000 | 388,300 | 410,400 | |
| 6 5 | 249,700 | 289,000 | 333,600 | 372,300 | 388,700 | 410,600 | |
| 6 6 | 250,000 | 289,600 | 334,000 | 373,000 | 389,300 | 410,900 | |
| 6 7 | 250,300 | 290,100 | 334,600 | 373,700 | 389,900 | 411,200 | |
| 6 8 | 250,600 | 290,700 | 335,300 | 374,300 | 390,400 | 411,500 | |
| 6 9 | 250,900 | 291,200 | 336,100 | 374,600 | 390,800 | 411,700 | |
| 7 0 | 251,200 | 291,700 | 336,800 | 375,100 | 391,300 | 412,000 | |
| 7 1 | 251,500 | 292,300 | 337,500 | 375,700 | 391,800 | 412,300 | |

| | | | | | | |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 7 2 | 251,800 | 292,900 | 338,100 | 376,300 | 392,400 | 412,500 |
| 7 3 | 252,100 | 293,400 | 338,600 | 376,600 | 392,700 | 412,700 |
| 7 4 | 252,400 | 293,900 | 339,200 | 377,200 | 393,100 | 413,000 |
| 7 5 | 252,700 | 294,300 | 339,700 | 377,900 | 393,500 | 413,300 |
| 7 6 | 253,000 | 294,600 | 340,300 | 378,500 | 393,900 | 413,500 |
| 7 7 | 253,300 | 294,800 | 340,600 | 378,900 | 394,200 | 413,700 |
| 7 8 | 253,600 | 295,100 | 341,100 | 379,400 | 394,500 | 414,000 |
| 7 9 | 253,900 | 295,300 | 341,500 | 380,000 | 394,800 | 414,300 |
| 8 0 | 254,200 | 295,600 | 341,900 | 380,500 | 395,000 | 414,500 |
| 8 1 | 254,500 | 295,800 | 342,300 | 381,000 | 395,200 | 414,700 |
| 8 2 | 254,800 | 296,000 | 342,800 | 381,600 | 395,500 | 415,000 |
| 8 3 | 255,100 | 296,300 | 343,300 | 382,100 | 395,800 | 415,300 |
| 8 4 | 255,400 | 296,500 | 343,800 | 382,400 | 396,000 | 415,500 |
| 8 5 | 255,700 | 296,800 | 344,100 | 382,800 | 396,200 | 415,700 |
| 8 6 | 256,000 | 297,100 | 344,500 | 383,300 | 396,500 | |
| 8 7 | 256,300 | 297,400 | 344,900 | 383,700 | 396,800 | |
| 8 8 | 256,600 | 297,700 | 345,300 | 384,100 | 397,000 | |
| 8 9 | 256,900 | 298,000 | 345,600 | 384,500 | 397,200 | |
| 9 0 | 257,200 | 298,300 | 346,000 | 385,000 | 397,500 | |
| 9 1 | 257,500 | 298,600 | 346,400 | 385,400 | 397,800 | |
| 9 2 | 257,800 | 299,000 | 346,800 | 385,800 | 398,000 | |
| 9 3 | 258,100 | 299,200 | 347,000 | 386,100 | 398,200 | |
| 9 4 | | 299,400 | 347,400 | | | |
| 9 5 | | 299,700 | 347,800 | | | |
| 9 6 | | 300,100 | 348,200 | | | |
| 9 7 | | 300,300 | 348,400 | | | |
| 9 8 | | 300,600 | 348,800 | | | |
| 9 9 | | 301,000 | 349,200 | | | |
| 1 0 0 | | 301,400 | 349,500 | | | |
| 1 0 1 | | 301,600 | 349,800 | | | |
| 1 0 2 | | 301,900 | 350,200 | | | |
| 1 0 3 | | 302,200 | 350,600 | | | |
| 1 0 4 | | 302,500 | 351,000 | | | |
| 1 0 5 | | 302,700 | 351,500 | | | |
| 1 0 6 | | 303,000 | 351,900 | | | |
| 1 0 7 | | 303,300 | 352,300 | | | |
| 1 0 8 | | 303,600 | 352,700 | | | |
| 1 0 9 | | 303,800 | 353,200 | | | |
| 1 1 0 | | 304,200 | 353,600 | | | |

| | | | | | | | | |
|-------------------------------|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 1 1 1 | | 304,600 | 353,900 | | | | |
| | 1 1 2 | | 304,900 | 354,200 | | | | |
| | 1 1 3 | | 305,100 | 354,700 | | | | |
| | 1 1 4 | | 305,300 | | | | | |
| | 1 1 5 | | 305,600 | | | | | |
| | 1 1 6 | | 306,000 | | | | | |
| | 1 1 7 | | 306,200 | | | | | |
| | 1 1 8 | | 306,400 | | | | | |
| | 1 1 9 | | 306,700 | | | | | |
| | 1 2 0 | | 307,000 | | | | | |
| | 1 2 1 | | 307,400 | | | | | |
| | 1 2 2 | | 307,600 | | | | | |
| | 1 2 3 | | 307,900 | | | | | |
| | 1 2 4 | | 308,200 | | | | | |
| | 1 2 5 | | 308,500 | | | | | |
| 定年前 再任用 短時間 勤務職 員 | | 基準 | 基準 | 基準 | 基準 | 基準 | 基準 | 基準 |
| | | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 |
| | | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| | | 192,000 | 219,500 | 260,000 | 279,700 | 294,900 | 320,600 | 362,700 |

別表第2（第3条関係）

等級別基準職務表

| 級 | 職 務 分 類 |
|---|---------------------------|
| 1 | 主事の職務 |
| 2 | 高度な知識又は経験を必要とする業務を行う主事の職務 |
| 3 | 参事の職務 |
| 4 | 主査の職務 困難な業務を行う参事の職務 |
| 5 | 主幹の職務 |
| 6 | 課長の職務 |
| 7 | 事務局長 事務局次長 審議員 |

別表第3（第13条関係）

| 自動車等の片道の使用距離 | 支給額 |
|----------------------|---------|
| 5キロメートル未満 | 2,000円 |
| 5キロメートル以上10キロメートル未満 | 5,500円 |
| 10キロメートル以上15キロメートル未満 | 9,000円 |
| 15キロメートル以上20キロメートル未満 | 12,400円 |
| 20キロメートル以上25キロメートル未満 | 15,700円 |
| 25キロメートル以上30キロメートル未満 | 19,000円 |
| 30キロメートル以上35キロメートル未満 | 22,000円 |
| 35キロメートル以上40キロメートル未満 | 24,800円 |
| 40キロメートル以上45キロメートル未満 | 27,300円 |
| 45キロメートル以上50キロメートル未満 | 29,800円 |
| 50キロメートル以上55キロメートル未満 | 32,200円 |
| 55キロメートル以上60キロメートル未満 | 34,500円 |
| 60キロメートル以上65キロメートル未満 | 36,800円 |
| 65キロメートル以上70キロメートル未満 | 38,800円 |
| 70キロメートル以上75キロメートル未満 | 40,800円 |
| 75キロメートル以上 | 42,800円 |